

四日市市告示第 2 3 7 号

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成 2 7 年四日市市告示第 1 6 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この<u>要綱</u>は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立を促進するため一時的に<u>保育サービスなどの支援</u>が必要な場合又は生活環境の激変等により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する家庭生活支援員（以下「支援員」という。）を派遣する<u>事業に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（事業の内容）</u> 第 3 条 事業内容は、支援員派遣により実施する<u>子育て支援若しくは生活援助又は母子生活支援施設において実施する子育て支援とし、支援内容は次の各号に掲げるものとする。</u>	（目的） 第 1 条 この<u>事業</u>は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立を促進するために<u>必要な事由により、一時的に生活援助、</u>保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、<u>日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する家庭生活支援員（以下「支援員」という。）を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。</u> <u>（実施主体）</u> 第 3 条 事業の実施主体は、四日市市とし、<u>この事業の一部又は全部を母子・父子福祉団体等に委託することができる。</u>

(1) 子育て支援 乳幼児の保育、児童の生活指導

(2) 生活援助 食事の世話、住居等の掃除、身の回りの世話、生活必需品等の買い物、医療機関等との連絡、その他
四日市市社会福祉事務所长（以下「所長」という。）が必要と認める用務

2 支援の実施単位は次のとおりとする。

(1) 子育て支援及び生活援助は、1 時間単位で行う。

(2) 派遣時間は、原則として1 世帯につき年間80 時間以内とする。ただし、所長がやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲で派遣時間を延長することができる。

3 支援時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 子育て支援 子を預かったときから、利用者等へ子を帰したときまで

(2) 生活援助 派遣対象世帯の居宅で支援を開始したときから、支援を終了したときまで

（事業の実施場所）

第4 条 事業の実施場所は、次の各号に掲げる支援の種類について、当該各号に規定する場所とする。

(1) 子育て支援

ア 支援員の居宅又は派遣世帯対象

（対象家庭）

第4 条 事業の対象は、次の各号すべてに該当するひとり親家庭等で四日市市社会福祉事務所长（以下「所長」という。）が必要と認めた世帯とする。

(1) 生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯又は児童扶養手当支給水準の

世帯の居宅

イ 母子生活支援施設

ウ 職業訓練のための講習会等を受講している場所等所長が必要と認める場所

(2) 生活援助

派遣対象世帯の居宅

(派遣対象世帯)

第5条 事業の対象は、本市に住所を有し、次の各号すべてに該当するひとり親家庭等で所長が必要と認めた世帯とする。

(1) 生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯又は児童扶養手当支給水準の所得状況の世帯。ただし、児童扶養手当支給水準の世帯として取り扱う者の所得の計算にあたっては、児童扶養

所得状況の世帯。ただし、児童扶養手当支給水準の世帯として取り扱う者の所得の計算にあたっては、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によるものとし、児童扶養手当法施行令第6条の7の規定は適用しないものとする。

(2) 次に掲げるいずれかの事由により一時的に生活援助又は子育て支援を行う

者を得ることが困難な世帯

ア 自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)

イ 社会通念上、子育て支援又は生活援助が必要と認められる事由(疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等)

ウ 生活環境が激変した等、子育て支援又は生活援助が特に必要と認められる事由

(支援の内容)

第5条 支援の種類は、子育て支援又は生活援助とし、支援の内容は、次の各号に掲げるもののうち所長が必要と認めるものとする。

(1) 乳幼児の保育

手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によるものとし、児童扶養手当法施行令第6条の7の規定は適用しないものとする。

- (2) 次に掲げるいずれかの事由により一時的に生活援助又は子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯
- ア 自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）
- イ 社会通念上、子育て支援又は生活援助が必要と認められる事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等）
- ウ 生活環境が激変した等、子育て支援又は生活援助が特に必要と認められる事由

2 前項に係る市町村民税非課税世帯及び児童扶養手当支給水準世帯に係る所得の計算は、原則として前年度の所得による。ただし、4月から10月の支援実施時の計算は、前々年度の所得とする。

（事業の委託）

(2) 児童の生活指導

(3) 食事の世話

(4) 住居の掃除

(5) 身の回りの世話

(6) 生活必需品等の買い物

(7) 医療機関等との連絡

(8) 前各号に掲げるもののほか、所長が必要と認める用務

（事業の実施場所）

第6条 この事業は、対象世帯の決定を除き、事業の全部又は一部を事業の運営が確保できると認められる市内の母子生活支援施設を運営する法人に委託して実施するものとする。

(対象世帯の認定と登録等)

第7条 第5条に規定する条件を満たすひとり親家庭等で、この事業による支援を受けようとする世帯の者は、あらかじめ家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書（第1号様式。以下「派遣対象世帯認定申請書」という。）を所長に提出しなければならない。

2 (略)

3 所長は、前項で適当と認めた世帯を、家庭生活支援員派遣対象世帯名簿（第4号様式。以下「派遣対象世帯名簿」という。）に登録するものとし、派遣対象世帯名簿は、前条に規定する委託事業者に提供するものとする。

4 (略)

5 所長は、第3項の規定に基づき登録さ

第6条 事業の実施場所は、次の各号に掲げる支援の種類について、当該各号に規定する場所とする。

(1) 生活援助

ひとり親家庭等の居宅

(2) 子育て支援

ア 支援員の居宅

イ 職業訓練のための講習会等を受講している場所

ウ 児童館、母子生活支援施設、ひとり親家庭等の居宅等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所

(対象世帯の認定と登録)

第7条 第4条に規定する条件を満たすひとり親家庭等で、この事業による支援を受けようとする世帯の者は、あらかじめ家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書（第1号様式。以下「派遣対象世帯認定申請書」という。）を所長に提出しなければならない。

2 (略)

3 所長は、前項で適当と認めた世帯を、家庭生活支援員派遣対象世帯名簿（第4号様式。以下「派遣対象世帯名簿」という。）に登録するものとする。

4 (略)

5 所長は、第3項の規定に基づき登録さ

れた者について、第5条に規定する対象家庭であるかを年度毎に確認するものとする。

6 派遣対象世帯名簿に登録された者は、前項に規定する委託事業者に利用の申し込みを行うことができる。

れた者について、第4条に規定する対象家庭であるかを年度毎に確認するものとする。

(支援員の選定と登録)

第8条 所長は、次の各号に掲げる要件を備えている者から家庭生活支援員登録申請書（第5号様式。以下「支援員登録申請書」という。）が提出されたときは、支援員登録申請書及び当該各号に掲げる要件が確認できるものに基づいて選定し、適当と認められる場合は、家庭生活支援員認定通知書（第6号様式）により申請者に通知し、家庭生活支援員登録名簿（第7号様式）に登録するものとする。

(1) 生活援助

ア 旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者

イ こども家庭庁が定める生活援助に関する一定の研修又はこれと同等程度と市が認める研修を修了した者

(2) 子育て支援

ア 保育士の資格を有する者

イ こども家庭庁が定める子育て支援に関する一定の研修又はこれと同等程度と市が認める研修を修了した者

(支援員派遣の手続)

第9条 派遣対象世帯名簿に登録された支

援員の派遣等を希望する者（以下「利用者」という。）は、家庭生活支援員派遣申込書（第 8 号様式）を所長に提出するものとする。ただし、書類による事前申込みが真に困難な場合は、電話による申込みも受け付けるものとする。この場合において、利用者は、速やかに家庭生活支援員派遣申込書を提出するものとする。

2 所長は、前項の申込みを受けた場合には、当該申込みの内容を確認の上、速やかに支援員の派遣等の可否を審査し、必要と認められる場合は、日常生活支援事業予約完了通知書（第 9 号様式）により当該利用者に通知するとともに、日常生活支援依頼書（第 10 号様式）により支援員に通知するものとする。この場合において、予約事項に変更がない場合には、支援員派遣当日をもって支援決定がなされたものとみなす。

3 所長は、前項において支援員の派遣等が認められない場合及び支援員の協力が得られない場合は、家庭生活支援員派遣不承認通知書（第 11 号様式）により当該利用者に通知するものとする。

（支援員派遣の変更又は中止の連絡）

第 10 条 前条の予約完了通知を受けた利用者が、予約事項の変更を求める場合は、当該派遣予約日の前日（当該派遣予約日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の正午までに、所長に連絡をしない

なければならない。

2 所長は、前項の連絡を受けた場合は派遣調整等を行うものとする。この場合において、調整が可能である場合は、予約事項を変更し、速やかに利用者及び支援員に連絡しなければならない。ただし、調整ができなかった場合は、所長は予約を取り消し、派遣を取りやめることができる。

3 前項に規定する変更を承認した場合には、変更後の事項を予約事項とみなす。

4 前条の予約完了通知を受けた利用者が、派遣の中止を求める場合は、当該派遣予約日の前日（当該派遣予約日の前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の正午までに所長に連絡をしなければならない。

（対象世帯認定の取消し）

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象世帯認定の取消しを決定することができる。

(1) 第5条の規定に該当しなくなったとき。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) この事業を最後に利用してから3年間利用がなかったとき。

（支援員派遣の停止又は対象世帯認定の取消し）

第11条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対する支援員の派遣を停止し又は対象世帯認定の取消しを決定することができる。

(1) 第4条の規定に該当しなくなったとき。

(2) (略)

(3) 児童等が伝染病疾患を有するとき。

(4) (略)

(5) (略)

(6) この事業を最後に利用してから5年間利用がなかったとき。

(6) (略)

2 所長は、対象世帯認定の取消に関し
て、必要に応じ、委託事業者との連携に
努めるものとする。

(7) (略)

(家庭生活支援の期間及び時間)

第 1 2 条 支援の実施単位は次のとおりと
する。

(1) 生活援助及び子育て支援は、1 時間
を基本単位とし、以降、1 時間単位と
する。

(2) 派遣等の日数及び時間は、原則とし
て一家庭につき年間 8 0 時間以内とす
る。ただし、所長が真にやむを得ない
事情があると認めた場合には、必要最
小限の範囲で期間を延長することがで
きる。

2 支援時間は、原則として次のとおりと
する。

(1) 生活援助 派遣対象世帯の居宅で
支援を開始したときから、支援を終了
したときまで

(2) 子育て支援 子を預かったときか
ら、利用者等へ子を帰したときまで

(支援員に対する手当)

第 1 3 条 市長は、支援員に対し、支援の
内容に応じて別表 1 に定める手当を支給
するものとする。

2 第 1 0 条第 4 項の連絡が派遣日前日
(当該派遣日の前日が閉庁日の場合は、
その直前の開庁日) の午後 5 時までにな

かった場合で、支援を実施しなかったときは、市長は支援員に対し別表 1 に定める午前 9 時から午後 6 時までの間で子育て支援を児童 1 人として 1 時間利用した場合の手当を支給するものとする。

(支援完了報告書)

第 14 条 支援員は、第 9 条第 2 項による支援を完了した後、日常生活支援報告書（第 12 号様式）を作成し、所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の規定による日常生活支援報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、市長が当該支援員に手当を支給するものとする。

(支援員の責務)

第 15 条 支援員は、その業務を行うに当たって、利用者の人権を尊重し、登録中又は登録終了後にかかわらず知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 支援員は、この要綱に定めるもののほか、何人に対しても事業に関する報酬を請求してはならない。

(関係機関との協力)

第 16 条 所長は、事業を行うに当たって、母子・父子自立支援員、主任児童委員、民生委員・児童委員等との連絡を密にし、地域社会の理解と協力を得て、ひとり親家庭等の状況把握に努めなければならない。

(補則) <u>第 9 条</u> (略)	(補則) <u>第 1 7 条</u> (略)
--------------------------	----------------------------

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請書							
年 月 日							
四日市市社会福祉事務所長							
申請者氏名							
ひとり親家庭等日常生活支援事業における家庭生活支援員派遣対象世帯として認定されたく申請します。なお、この申請にあたり、世帯認定を行う際や、認定後毎年行われる世帯認定の見直しの際に、課税台帳、所得状況、家庭状況、戸籍情報、児童扶養手当受給状況等について確認されることに同意します。							
申請者の状況	住 所						
	連 絡 先	(電 話) — — (携帯電話) — —					
	生年月日	(昭和・平成) 年 月 日 (歳) (男・女)					
	勤務先・就学先		所在地	(電話番号 — —)			
	家庭の状況	☐ 母子家庭 ☐ 父子家庭 ☐ 寡婦					
	世帯の区分	☐ 生活保護受給世帯 ☐ 市町村民税非課税世帯 ☐ 児童扶養手当受給世帯					
	所得状況 (年金含む)	前年の所得額 (年所得) 円					
家族の状況	氏 名	続柄	性別	年齢	職 業 (学校名等)	健康状況等 (手帳・アレルギー等)	備 考
		本人					
	(. . 生)						
	(. . 生)						
	(. . 生)						
	(. . 生)						

第 号
年 月 日

様

四日市市社会福祉事務所長 印

家庭生活支援員派遣対象世帯認定通知書

年 月 日付けで申請のありました、ひとり親家庭等日常生活支援事業
における家庭生活支援員派遣対象世帯認定申請について、適当と認め、家庭生活支援
員派遣対象世帯に認定しましたので通知します。

登録者氏名	
登録者住所	四日市市
登録番号	
備考	1 家庭生活支援員の派遣等を必要とするときは、当事業の委託事業者である（ ）へ直接お申込みください。 2 毎年 1 1 月に世帯認定の見直しがあります。 3 次の場合は、速やかに市の担当窓口まで申し出てください。 ①母子家庭、父子家庭、寡婦でなくなったとき。 ②住所又は氏名を変更したとき。 ③その他、家族の状況に変動が生じたとき。 4 当認定の状況については、あらかじめ委託事業者に開示します。 5 派遣時間については、年間 8 0 時間が上限となります。

第 5 号様式から第 1 2 号様式までを削除する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(こども未来部こども家庭課)